

## ダウ・ジョーンズ工業株価平均先物取引制度要綱

平成 14 年 6 月 18 日

株式会社 大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
取引の仕組み		
1 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引対象は、ダウ・ジョーンズ社（以下「ダウ社」という。）が算出するダウ・ジョーンズ工業株価平均（以下「ダウ平均」という。）とする。</li> </ul>	
2 限月取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月，6月，9月及び12月の各月の第3金曜日（休業日又はダウ平均が算出されない予定の日に当たるときは，順次繰り上げる。）を取引最終日とする5限月取引制（最長1年3か月）とする。</li> <li>・ 直近限月取引の取引最終日の翌日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。以下同じ。）を新たな限月取引の取引開始日とする。</li> <li>・ 各限月取引の最終決済期日は，当該限月取引の取引最終日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引最終日は，外国の主たる取引所である Chicago Board of Trade（以下「CBOT」という。）におけるダウ平均先物取引の限月取引の取引最終日及び日米の時差を勘案したものである。</li> </ul>
3 取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別競争取引とする。</li> </ul>	
4 立会方法等		
(1) 立会時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前立会は午前9時から11時までとし，午後立会は午後0時30分から3時10分までとする（半休日においては，午前9時から11時10分までとする。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日経平均株価先物取引と同様。</li> </ul>
(2) 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買システムによる取引とする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
5 取引単位,呼値及び値幅制限 (1) 取引単位  (2) 呼値  (3) 値幅制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダウ平均の数値に 100 円を乗じて得た額を 1 単位とする。</li> <li>・ 成行及び指値とする。</li> <li>・ 呼値の単位は, 10 ポイントとする ( 1 ティックの金額は, 1,000 円 )</li> <li>・ 呼値は, 当所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。</li> <li>・ 値幅の限度は, 基準値段 ( 原則として, 理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段とする。 ) の上下 5 % 程度を目安とした一定幅とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBOT の場合は, ダウ平均の数値に 10, 5 及び 2 米国ドルを乗じて得た額をそれぞれ 1 単位とする先物取引が行われている。</li> <li>・ CBOT の場合は, 1 ポイント ( 1 ティックの金額は, 取引単位に応じてそれぞれ 10, 5 及び 2 米国ドル。 )</li> <li>・ 理論価格は, 当所の立会取引の直前に行われた主たる証券取引所 ( 店頭市場を含む。 ) の通常取引時間において計算されたダウ平均を基に計算する。以下同じ。</li> </ul>
6 取引の一時中断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「サーキット・ブレーカー制度」については, 設けないこととする。</li> </ul>	
7 取引規制の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当所は, 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には, 取引又はその受託に関し, 次の措置を行うことができるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 制限値幅の縮小</li> <li>b 証拠金の差入日時の繰上げ</li> <li>c 証拠金額の引上げ</li> <li>d 証拠金の有価証券による代用の制限</li> <li>e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ</li> <li>f 決済代金の決済日前における預託の受入れ</li> <li>g 取引の制限又は禁止 ( 自己取引の禁止等 )</li> <li>h 建玉制限</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の株価指数先物取引 ( 日経平均株価先物取引及び日経株価指数 300 先物取引をいう。以下同じ。 ) と同様とする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
証拠金  値洗い 1 値洗いに係る差金の授受  2 清算指数  3 値洗い差金の授受  建玉及び決済について 1 建玉  2 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客が差し入れる証拠金所要額及び自己取引に係る証拠金所要額については、SPAN<sup>®</sup>（CMEが開発した証拠金計算方法）を利用して計算する。</li> <li>・ 取引参加者と当所との間の値洗いは毎日行うこととし、当所が毎日定める清算指数を基準として、取引参加者毎に引直差金及び更新差金を算出し、これを当所との間で授受するものとする。</li> <li>・ 清算指数は、当日の午後3時から午後立会の終了時まで（半休日においては、午前11時から午前立会の終了時まで）の間の最終の約定指数（最終気配値段を含む。）とし、その日に当該約定指数がない場合は理論価格とする。</li> <li>・ 値洗い差金の授受は、自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して算出し、同一取引参加者の支払金額と受入金額の差引額を、当所との間で行うものとする。              この場合において、支払取引参加者による当所への支払いは差金の生じた日の翌日の午後1時まで、受領取引参加者による当所からの受領は差金が生じた日の翌日の午後2時45分以降速やかに行うものとする。</li> <li>・ 新規の売付け及び買付けはそれぞれ建玉として算定する。</li> <li>・ 取引参加者は、転売又は買戻しを行った場合には、転売又は買戻しの別及び数量を自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して午後4時40分（半休日においては、午後0時40分）までに当所に申告するものとする。</li> <li>・ 当所は、転売又は買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該取引参加者の売建玉又は買建玉から自己取引に係るものと委託取引に係るものに区分して減じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の株価指数先物取引と同様。</li> <li>・ 取引終了後、値洗い差金を取引参加者専用端末に表示する。</li> <li>・ 他の株価指数先物取引と同様。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3 最終決済</p> <p>(1) 最終清算指数</p> <p>(2) 最終決済に伴う差金の授受</p> <p>顧客の決済</p> <p>1 決済のために授受する金銭</p> <p>2 決済時限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終決済期日において、最終清算指数による決済（最終決済）を行うものとする。</li> <li>・ 最終清算指数は、当該限月取引の月の米国の第3金曜日（ダウ平均が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）の、ダウ平均構成銘柄の主たる証券取引所（店頭市場を含む。）の通常取引時間における始値に基づき算出した特別なダウ平均とする。</li> <li>・ 最終決済に伴う差金（取引最終日の清算指数と最終清算指数との差に相当する金銭）の授受は、同一取引参加者の株価指数先物取引に係る支払金額と受入金額の差引額を、最終決済期日に当所との間で行うものとする。</li> <li>・ 取引参加者と顧客との間で決済のために授受する金銭は、転売又は買戻しによる決済については売約定指数と買約定指数との差に相当する金銭、最終決済を行う場合については約定指数と最終清算指数との差に相当する金銭とする。</li> <li>・ 顧客が決済を行う場合に損失が生じているときは、当該額の金銭を、転売又は買戻しによる決済の場合は当該決済を行った日の翌日までの取引参加者が指定する時刻までに、最終決済による場合は最終決済期日までの取引参加者が指定する時刻までに、取引参加者に差し入れるものとする。</li> <li>・ ただし、顧客が非居住者の場合には、転売又は買戻しによる決済の場合は当該決済を行った日の翌々日までの取引参加者が指定する時刻までに、最終決済による場合は最終決済期日の翌日までの取引参加者が指定する時刻までに、取引参加者に差し入れるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の株価指数先物取引と同様。</li> <li>・ 顧客は委託の都度、新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの別を取引参加者に指示する。</li> <li>・ 「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
決済履行確保の基金 定率負担金 取引参加者 情報開示 1 四本値及び取引高等の 公表 2 取引参加者別取引内容 (手口)及び建玉残高の 公表 3 投資部門別取引内容の 公表 X 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済損失額については、金銭の額(現金不足額が生じ金銭を差し入れた場合の当該金銭の額を含む。)株価指数先物取引における計算上の利益の払出し可能額若しくは未決済の決済利益額又はオプション取引における未決済の売付け代金と、受入証拠金の計算上、決済日に相殺することとし、これにより決済したものとする。</li> <li>・ 決済履行確保の基金は、先物取引等違約損失基金特別預託金とする。</li> <li>・ 新規の売付け、新規の買付け、転売、買戻し及び最終決済に係る各取引契約金額の合計額の万分の0.04とする。</li> <li>・ 取引参加者は正取引参加者及び先物取引等取引参加者とする。</li> <li>・ 他の株価指数先物取引と同様とする。</li> <li>・ 当分の間、公表しない。</li> <li>・ 他の株価指数先物取引と同様とする。</li> <li>・ 取引開始日は平成14年7月15日とする。</li> </ul>	

「Dow Jones (ダウ・ジョーンズ)」及び「Dow Jones Industrial Average™ (ダウ・ジョーンズ工業株価平均)」は、Dow Jones&Company,Inc.の役務標章で、大阪証券取引所による特定の目的での使用についてライセンス供与されています。

Dow Jones Industrial Average™に基づく大阪証券取引所のダウ・ジョーンズ工業株価平均先物取引について、ダウ社は、提供、保証、販売および宣伝を行うものではなく、同商品への投資の妥当性についても何ら保証するものではありません。